

23 価肺炎球菌ワクチン接種【任意接種】 費用助成（クーポン券）のご案内

横浜市では、内部機能障害者の方に対し、肺炎に罹患した場合の重症化を防ぐことを目的として、23 価肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成しています。

～ ワクチン接種を受ける際は、事前に「ご案内（本紙）」及び同封の書類をお読みください～

● 3, 000円クーポン券（一番上の宛名紙の下部に付いています。）

● 定期接種について ● 接種済カード（名刺大）

●●23 価肺炎球菌ワクチンについて（概要）●●

1 肺炎球菌 ワクチンの効果	肺炎は細菌やウィルスの感染等によって起こり、特に高齢者や慢性疾患患者の場合は、罹患すると重症化するリスクが高くなると言われています。 23価肺炎球菌ワクチンは、93種類に分類される肺炎球菌の型のうち病気を引き起こしやすい23種類の菌の型に効果があるため、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待できます。
2 任意接種 (クーポン券利用)	この費用助成(クーポン券)で行う予防接種は、任意であるため接種を受ける義務はありません。 ご本人が接種を希望する場合に医師に相談の上、十分に納得してから接種を受けてください。 なお、予防接種法に基づく定期接種については、同封の「定期接種について」をお読みください。
3 接種回数	1回。 再接種を希望する場合は、医師の判断に基づき再接種の必要性を慎重に考慮した上で、クーポン券の再交付申請をすることができます。
4 注 意	5年以内に再接種を受けると接種部位の痛みなど、副反応が強くなる可能性がありますので、再接種を希望する場合は、前回接種から十分な間隔を空けてください。

※その他、ワクチンの副反応等については、3ページの「接種に当たっての注意事項」をお読みください。

●●助成について（概要）●●

1 対象者	10月1日時点で、次の(1)及び(2)若しくは(3)及び(4)に該当する方 (1) 横浜市内に住所を有する、 <u>満5歳以上60歳未満の者</u> (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者 (3) 横浜市内に住所を有する、 <u>満60歳以上65歳未満の者</u> (4) 同項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、ぼうこう若しくは直腸、小腸、肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者及び、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫のいずれかの機能の障害に該当する者のうち、2級～4級に該当する者 ※ただし、脾臓摘出患者の方又は公害医療手帳の交付を受けている公害被認定患者の方は対象外です。
2 助成開始	クーポン券の交付日（10月1日）から ※9月30日以前に接種を受けた場合は、助成の対象となりません。
3 助成費用	3, 000円 ※3, 000円を超える費用は自己負担です。 ※医療機関によって接種費用の総額は異なります。事前に横浜市23 価肺炎球菌ワクチン接種助成事業協力医療機関（以下「協力医療機関」）にご確認ください。
4 有効期間	有効期間は平成29年9月30日までです。有効期間内に一回のみ使用可能です。

※その他、クーポン券の使い方については、2ページの「クーポン券の使い方」をお読みください。

●●クーポン券の使い方●●

● 市内の協力医療機関でワクチンを接種する場合は・・・	
1 相談・予約	まずは、かかりつけ医にご相談ください。 その上で接種を希望する場合は、かかりつけ医が協力医療機関になっているか(クーポン券の利用が可能であるか)についてご確認の上、事前に予約をしてください。
2 接種場所	協力医療機関 ※かかりつけ医や横浜市健康福祉局ホームページ(下記)などで事前にご確認ください。 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/iryo/haien.html
3 接種当日	必ず①クーポン券 ②身体障害者手帳 を協力医療機関にご持参ください。 ※忘れるとその場で助成を受けられない場合があります。 ※必須ではありませんが、接種日を記入するために同封の「接種済カード」もご持参ください。
4 接種費支払い	接種後に接種費用の総額から3,000円を引いた額を協力医療機関へお支払いください。
● 市外のかかりつけ医でワクチンを接種する場合は・・・	
1 相談・予約	まずは、かかりつけ医にご相談ください。 その上で接種を希望する場合は、医療機関に事前に予約をしてください。
2 接種費支払い	接種費用の総額を医療機関にお支払いください。このとき必ず「領収書」をもらってください。 ※領収書には23価肺炎球菌ワクチンを接種したことが分かるように明記してもらってください。
3 横浜市へ請求	①クーポン券 ②領収書 ③横浜市23価肺炎球菌ワクチン接種特例助成請求書(以下「特例請求書」)を下記へ送付してください。 〒231-0021 横浜市中区日本大通 18 KRCビル6階 横浜市健康福祉局障害福祉課 あて ※特例請求書は、横浜市健康福祉局ホームページからダウンロードできます。 ※インターネットがご利用できない場合は、お問合せください。
※その他、下記の「クーポン券の取扱注意事項」をお読みください。	

●●クーポン券の取扱注意事項●●

- (1) クーポン券の紛失時、破損時等又は再接種の理由により再交付を希望する場合は、「横浜市23価肺炎球菌ワクチン接種クーポン券再交付申請書」に身体障害者手帳の写しを添えて、再交付の申請をすることができます。再交付申請書は、横浜市健康福祉局ホームページからダウンロードできます。
- (2) 平成26年10月から高齢者及び特定の障害がある方に対する成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種が始まっています。定期接種は、予防接種法に基づく接種であり、自己負担額もクーポン券使用時に比べ少なくなっています。定期接種の詳細については、同封の「定期接種について」をお読みください。
- (3) このクーポン券は、任意接種として1ページに記載する対象者の方へ送付しています。クーポン券を利用して接種した際に生じた副反応及び健康被害の発生に関しては、横浜市は一切の責任を負いません。
※ 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害が発生した場合は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」による救済給付を受けられる可能性があります。
お問合せ先：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 フリーダイヤル 0120-149-931
(月)～(金)の9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- (4) その他の注意事項については、クーポン券に記載してありますのでご確認ください。

●●接種に当たっての注意事項●●

1 特にご注意いただきたいこと

- ア 生ワクチン（BCG、麻しんワクチン等）の接種を受けた場合は通常27日以上、他の不活化ワクチン（インフルエンザワクチン等）の接種を受けた場合は、通常6日以上の間隔を置いて23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けてください。詳しくは医師にご相談ください。
- イ 過去5年以内に23価肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのある方が再接種を受けると接種部位の痛みなど、副反応が強くなる可能性がありますので、再接種が必要な場合は直近5年以内に同ワクチンの接種を受けていないかご確認ください。

2 23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができない方

- ア 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している方
 - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - ウ 23価肺炎球菌ワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック^(※)を起こしたことがある方
（※アナフィラキシーショック：通常、接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のこと）
 - エ その他、医師が不適切な状態と判断した方
- ※ 認知症状等があつて、最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、接種を受けることはできません。

3 23価肺炎球菌ワクチンの接種前に、特に担当医と相談しなくてはならない方

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- イ これまでに予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ウ 過去にけいれんの既往のある方
- エ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- オ 23価肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

4 23価肺炎球菌ワクチン接種後の一般的な注意事項

- ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、医師に連絡を取れるようにしましょう。
- イ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすらないようにしましょう。
- ウ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- エ ワクチン接種後は副反応が出現することがあるため、体調に注意しましょう。
- オ 接種後、同封の「接種済カード」に必要事項を記入して身体障害者手帳に挟むなどして、いつ接種を受けたのかが分かるようにしておくことをお勧めします（次回接種までに5年以上の間隔を空けるようにしてください）。

5 23価肺炎球菌ワクチン接種の副反応

接種部位の疼痛、熱感、腫脹、発赤などが主な副反応で、通常2～3日程度で治まります。

その他、筋肉痛、倦怠感、悪寒、頭痛、発熱、腋窩痛、そう痒感、じんましん、関節痛、重大な副反応として、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常やギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応などの報告があります。

接種後、上記のような症状を感じた場合は医師の診察を受けてください。

◆肺炎の予防のために◆ ～予防には、普段から日常生活にも気を配ることが有効です～

規則正しい健康的な生活をし、次のようなことにも注意して、普段から肺炎の予防を心がけましょう。

- バランスの取れた食事を摂る
- 散歩などの適度な運動をする
- 禁煙する
- 誤嚥（食べたものや飲んだものが誤って食道ではなく気管に入ってしまうこと）を防ぐ
- 手洗い・うがいの徹底や入浴などで身体の清潔を保つ
- 口腔内を清潔に保つ（毎日の歯磨きの徹底）
- 基礎疾患を治療する

●●よくある質問●●

Q 1 このクーポン券で13価肺炎球菌ワクチン（小児用ワクチン。販売名：プレベナー13®水性懸濁注）は対象になりますか。

A 1 対象外です。対象になるのは23価肺炎球菌ワクチン（販売名：ニューモバックス®NP）のみです。13価肺炎球菌ワクチンと23価肺炎球菌ワクチンとの接種間隔については、かかりつけ医にご相談ください。

Q 2 2年前に全額自己負担で同ワクチンの接種を受けましたが、すぐに受けるべきですか。

A 2 過去5年以内に23価肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのある方が再接種を受けると接種部位の痛みなど、副反応が強く出る可能性がありますので、前回接種から十分な間隔を空けてください。

Q 3 このクーポン券を利用すると自己負担はいくらになりますか。

A 3 保険診療対象のワクチンではありませんので、各協力医療機関によって接種費用の総額は異なります。事前に協力医療機関にご確認ください。

Q 4 65歳未満ですが、接種を受けられますか。

A 4 10月1日現在で満5歳以上の助成対象者（P 1「1 対象者」を参照）であれば、何歳の方でもクーポン券が利用できますので、かかりつけ医にご相談ください。ただし、60歳以上65歳未満で特定の障害がある方は、定期接種の対象者になります。

Q 5 現在63歳で肝機能障害3級の身体障害者手帳を持っています。今回クーポン券が送られてきましたが、65歳になったときに成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）の対象になりますか。

A 5 定期接種については、対象年齢（65歳）になる年度に予診票が送付されます。ただし、定期接種の対象年齢になっても既に23価肺炎球菌ワクチンを接種している場合は、定期接種の対象にはなりません。そのため、任意接種としてこのクーポンを利用するか、又は定期接種の予診票が届いてから接種するか、接種の時期などについて医師に相談の上、接種をしてください。

Q 6 クーポン券と定期接種の予診票が手元にあるのですが、両方使用できますか。

A 6 クーポン券をお持ちの方で、定期接種の対象にもなる場合、このクーポン券と定期接種予診票の双方を使用することはできません。定期接種は、予防接種法に基づく接種であり、自己負担額はクーポン券使用時に比べ少なくなっています。接種を希望される場合は、定期接種予診票を使用して接種していただくことをお勧めします。

●● 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）について ●●

※定期接種の対象者等については、同封の「定期接種について」をご参照ください。

◆定期接種に関するお問合せ先◆ 健康福祉局健康安全課 TEL:045-671-4190・4183 / FAX:045-664-7296

◆クーポン券に関するお問合せ先◆

横浜市健康福祉局障害福祉課 生活支援係

〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル6階

TEL: 045-671-3931 FAX: 045-671-3566

横浜市健康福祉局ホームページ URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/iryo/haien.html>